

長与町農業委員会議事録

令和 8 年 8 月 26 日

長与町農業委員会

令和8年8月26日農業委員会総会

1. 日時 令和8年8月26日(水) 14時00分から15時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員(11名)

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 柿本 透	4番 濱口 益子
	5番 池田 八千代	6番 山口 多美子	7番 原田 正利
	8番 辻 裕一	9番 田中 美佐子	11番 吉川 直行
	12番 栗山 将和		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員(7名)

1番 本川 義一	2番 森田 昭裕	3番 坂口 吉晴
5番 野中 和義	6番 中村 栄治	7番 谷口 勝久
8番 尾崎 勝文		

5. 農業委員会委員 欠席(1名) 10番 山崎 真由美

6. 農地利用最適化推進委員 欠席(1名) 4番 山口 正則

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	4番 濱口 益子	5番 池田 八千代
第2	第1号議案	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について	
	第2号議案	令和8年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について	
	第1号報告	農地転用専決処分について	

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主査	池原 和人

事務局	皆さんこんにちは。 皆さんお揃いですので始めたいと思います。本日の資料の確認です。今回の資料は、農業委員会総会議案書・報告事項・資料となります。よろしいでしょうか。 それでは報告にうつります。長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。 本日は、委員12人中11人の出席をいただいておりますので総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。本日の欠席者は、10番 山崎 真由美 委員と推進委員の山口 正則 委員の2名です。では、ここからの議事等の進行を水谷会長お願いいたします。
会長	それでは、令和8年8月の農業委員会総会を開催いたします。まず、始めに日程第1 農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人指名いたします。 4番 濱口 益子 委員、5番 池田 八千代 委員を指名いたします。 日程第2 本日は、第1号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が2件。第2号議案 令和8年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について。報告事項は、農地転用専決処分が1件及び行事報告を予定しております。 まず初めに、第1号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは第1号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について説明いたします。1件目です。整理番号34 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町岡郷(地番) 農地中間管理機構に利用権を設定する者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町斉藤郷(地番) 権利対象の土地は、所在 斉藤郷(地番)、地目 田、面積 1,883㎡です。 権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。 期間は、令和8年11月10日から令和13年11月9日までの5年間です。平成22年から借り入れており、今回3回目の更新となります。
事務局	年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。 土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。図面の上側に(施設名)がございます。(施設名)の南西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。
議長	ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。 谷口 勝久 推進委員

推進委員 7 番	8 月 17 日に水谷会長、崎山職務代理、濱口委員、事務局 2 名と私の 6 名で現地を確認しました。今まで相対で借りていたものを、中間管理機構をとおして借りるそうです。切替という事で管理もしっかりされていて問題ないと思いますが、海水が入ってきたようで、稲が枯れかかっていたので、心配であります。
議長	続きまして、担当農業委員さんお願いします。4 番 濱口 益子 農業委員
4 番	同じく 8 月 17 日に先ほどのメンバーで現地を確認しました。現地は畔草も刈られていて、きちんと管理されており問題ないと思います。先ほど説明があったとおり、今ちょっと塩が入ってきているので少し心配しています。
議長	説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がない事に決定いたします。続いて 2 件目の説明をお願いします。
事務局	続きまして 2 件目です。第 1 号議案の 3 ページをお開きください。整理番号 35 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町高田郷 (地番) 農地中間管理機構に利用権を設定する者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町三根郷 (地番) 権利対象の土地は、所在 三根郷 (地番)、地目 畑、面積 510 m ² 以下です。 権利の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。 期間は令和 8 年 11 月 10 日から令和 18 年 11 月 9 日までの 10 年間です。令和 5 年から借り入れており、今回 1 回目の更新となります。

年間の借賃は〇〇円で、10a あたりは〇〇円となります。

土地の所在を説明します。4 ページをご覧ください。図面の左下側に（施設名）がござい
ます。（施設名）の北東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地になります。以上
です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。
坂口 吉晴 推進委員

推進委員 8 月 17 日に水谷会長、崎山職務代理、事務局 2 名と私で現地を確認しました。現地は野
3 番 菜が栽培されていて適切に管理されており問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。9 番 田中 美佐子 農業委員

9 番 仕事のため、一緒に現地確認が出来ませんでしたので、8 月 17 日 13 時 30 分から坂口委
員と現地を確認しました。暑い中でも、夏野菜の生姜や里芋など適切に栽培されていました。
以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。辻委員

8 番 今の件で、借賃を〇〇円、10 a あたり〇〇円と説明しているのは、どういう意味があるの
ですか？

事務局 今回借りられる農地の面積が 510 m²ですが、判りやすくというか、同じ面積を借りた場合
に他の農地の借賃と比較して、高いか低いかを判断できるように、10 a あたりの借賃も説明
しています。

議長 他に、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり「農地中間管理事業

における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。
続いて第2号議案「令和8年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、令和8年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、説明します。第2号議案の1ページをお開きください。

これは、町内の若手、女性農業者を集めた「若者懇談会」や認定農業者との意見交換会などでの意見集約を実施し、8月17日に男性農業委員の農政部会でご意見をいただきながら作成をした意見書でございます。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、農業委員会として町へ提出をするものです。構成としましては、

- 1 新規就農者支援の充実について
- 2 有害鳥獣対策の強化について
- 3 遊休農地解消対策の推進について
- 4 加工・6次産業化への支援について
- 5 物価・人件費高騰対策の支援について
- 6 農地の集積集約化の促進に対する要望について
- 7 農業関連情報の提供強化について
- 8 若手農業者の育成と活動支援について
- 9 農業施設の維持管理について
- 10 意見書に対する取組状況の報告について

意見等を取りまとめております。今回の意見書は、議案書には、誰の意見であるか判るように色分けしていますが、提出する際はすべて黒字で提出します。町に提出する内容は1ページから5ページまでです。ご承認よろしく願いいたします。以上です。

議長 新たに農業委員、推進委員になられた方は、こういうのがあるという事をご確認いただければと思います。先ほど事務局が説明したように、農業委員会に関する法律第38条第1項という所を書いてあるわけです。農業委員会は独立執行機関としての意見を行政に伝達をしていた訳です。農業委員会が町行政に対して、要望も含めて意見書を出すということが通例となっております。特に今回は、今まで農業委員会だけでこの原案を作って、そしてそれを町長に提出してからその回答をいただいていた所ですが、今回はやっぱり幅広くやろうということで、若者の意見、それから女性の意見、それから特に農業の中核として認定農業者の意見も全部を網羅して、意見書として提出しようということにしております。

	そして、柿本委員を中心とした男性農業委員 6 名で農政部会を作りましたので、そちらの方で協議をしています。柿本委員、何か補足することがあればお願いします。
3 番	8 月 17 日に農政部会の吉川委員、栗山委員、原田委員、水谷会長と私とでこの内容について確認をしました。意見書に加えてもらいたいものなどを追加していますので支障はないと思っております。以上です。
事務局	他に尋ねたいことはありませんか。尾崎委員
推進委員 8 番	はい。2 番の有害鳥獣対策の強化という所ですが、「人身事故が起こりかねない」となっていますが、実際に人身事故が起きていますので、その辺ちょっと表現を変えていただきたいです。
議長	ありがとうございます。ご指摘の所は修正をして提出します。他にありませんか。栗山委員。
12 番	意見ではないですが、1 番の新規就農者支援の充実についての 2 番目「農業士で構成する」は「農業者」ではないのですか。
事務局	ここは、「農業士」であっています。
議長	他にご意見・質問はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。お諮りします。「令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」について、委員全員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	異議なしと認めます。「令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」につ

いては、提案通りの内容で町へ提出することとします。なお、意見書の提出は、8月28日10時30分に、町長へ直接渡すよう予定しております。

これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご覧ください。1ページが建築地位置図、2ページが現況写真、3ページが計画図です。椿林土地区画整理事業にかかる転用の届出になります。売買による所有権移転です。

譲受人の氏名、住所は、(氏名)、(氏名) 長崎市川口町(地番)

譲渡人の氏名、住所は、(法人名) 諫早市下大渡野町(地番)

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷(地番)、面積679㎡、椿林土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり(街区名)、面積236.67㎡です。

申請日 令和8年7月30日 専決処分の日 令和8年7月31日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和8年8月26日 長与町農業委員会 事務局長 荒木 啓二 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

議長

以上で報告事項を終わります。次に行事報告を、事務局をお願いします。

事務局

(令和8年8月行事報告)

議長

最後に9月の日程について事務局からお願いします。

事務局

9月の日程ですが、総会を25日(金)の9時30分からでいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。

